

平成二十三年十一月七日付け広島県報（定期）第八十九号に登載の広島県告示第千二十五号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のように訂正する。

土木局砂防課長

ページ	行	誤	正
一	一から九〇	六号までを順次結んだ線、標柱六号と七号を昭和四十七年十二月二十七日建設省告示第千百八十七号で指定した土地に沿って結んだ線	七号までを順次結んだ線